

## 別表十二（十九）の記載の仕方

この明細書は、法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条《整備事業計画の継続が困難な場合》に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが平成17年改正法附則第34条第2項《特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第56条第3項から第8項まで《特定都市鉄道整備準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定事業者であるものが平成17年改正法附則第48条第

2項《特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第68条の47第3項から第6項まで《特定都市鉄道整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。